

大学共同利用機関法人自然科学研究機構基金規程

令和2年9月29日

自機規程第128号

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）に自然科学研究機構基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、機構の財政基盤の強化を図り、機構における学術研究等の活動に資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第29条第1項第1号から第4号までに規定する業務のうち、次の各号に掲げる事業に充てるものとする。

- 一 共同利用・共同研究に係る事業又はプロジェクトへの支援
- 二 人材育成活動への支援
- 三 外国からの研究者及び外国で研究する研究者に対する支援
- 四 国際交流活動への支援
- 五 共同利用・共同研究に係る社会連携活動への支援
- 六 施設設備等の環境整備の支援
- 七 その他基金の目的に必要な事業

(基金の構成)

第4条 基金は、第3条に定める事業を寄附目的とする寄附財産及びその運用益をもって構成する。

2 基金のうち、寄附者が使途を指定しない寄附によるものは、一般事業基金にその使途を特定する。

3 基金のうち、寄附者が使途を指定する寄附によるものを特定基金とし、次に掲げるものを設置する。

- 一 国立天文台基金
- 二 核融合科学研究所基金
- 三 基礎生物學研究所基金
- 四 生理學研究所基金
- 五 分子科學研究所基金
- 六 アストロバイオロジーセンター基金

七 生命創成探究センター基金

八 研究等支援事業基金

4 前項に定める特定基金以外の特定基金の設置に関しては、別に定める。

(研究等支援事業基金の使途等)

第5条 前条第3項第8号に掲げる研究等支援事業基金は、次の各号に掲げる使途に充当するものをもって構成する。

一 不安定な雇用状態にある研究者が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、その不安定な雇用状態にある研究者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業

二 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業

三 不安定な雇用状態にある研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

2 研究等支援事業基金の管理は、他の基金と独立して行う。

3 研究等支援事業基金に対して拠出された寄附の使途は、変更してはならない。

(寄附の受入れ)

第6条 基金に係る寄附の受入決定は、基金事業室の受入審査を経て、基金事業室長が行う。

2 基金事業室長は、前項に定める寄附を受け入れたときは研究基盤戦略会議に報告するものとする。

(基金明細書)

第7条 研究等支援事業基金については、当該基金の状況等を明らかにした基金明細書を作成し、毎事業年度終了後3か月以内に、文部科学大臣へ提出するものとする。

2 前項の基金明細書の写しは、当該基金明細書を作成した日の属する事業年度の翌年度の開始の日から5年間保存するものとする。

(基金の管理運営)

第8条 基金の支出方針その他基金の管理運営に関する重要事項は、研究基盤戦略会議の議を経て、機構長が決定する。

(事業年度)

第9条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(謝意表明)

第10条 基金に寄附を行った個人又は団体に対して謝意を表明することができる。

(他規程の適用)

第11条 基金の管理運営及び運用に関し、この規程に定めのない事項については、大学

共同利用機関法人自然科学研究機構寄附金取扱規程（平成１６年自機規程第４５号）
及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程（平成１６年自機規程第２５号）
等に定めるところによる。

（補則）

第１２条 この規程に定めるもののほか，基金の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，令和２年９月２９日から施行する。

附 則

この規程は，令和５年４月１日から施行する。

附 則

この規程は，令和５年８月１日から施行する。

附 則（令和７年５月２２日改正）

この規程は，令和７年５月２２日から施行し，令和７年４月１日から適用する。